

令和4年度 第2回

宗像市国民健康保険運営協議会

会議資料

令和5年1月31日

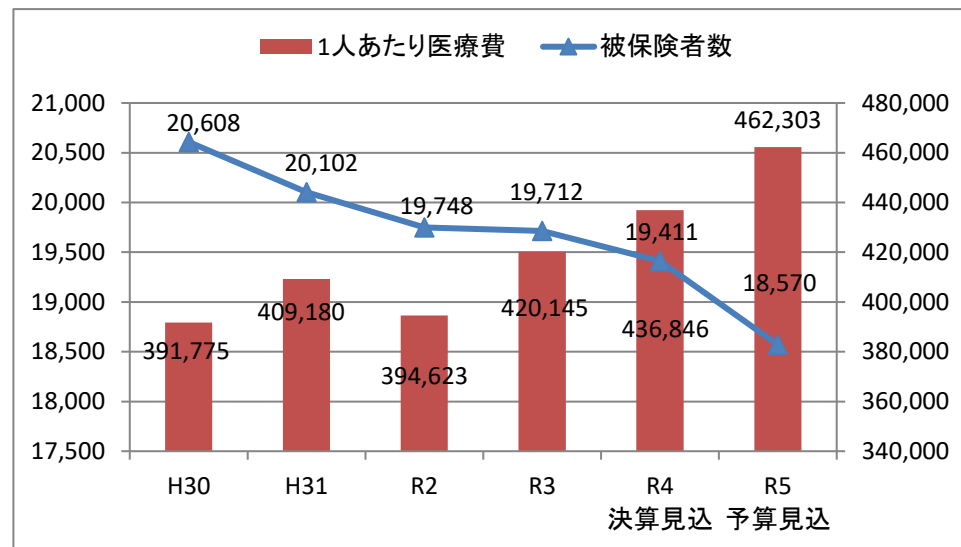
健康福祉部国保医療課

【資料 1】

令和5年度国民健康保険税の税率(額)について(諮問)

(1) 国民健康保険事業の概況

区分	R5年度	R4年度		
	予算(見込)	当初予算	決算見込	
世帯数(世帯)	11,829	11,992	12,527	
被保険者数(人)	全体	18,570	18,940	19,411
	一般	18,570	18,940	19,411
	退職	0	0	0
介護被保険者数(人)	5,290	5,348	5,420	
一人あたり医療費(円)	462,303	445,209	436,846	
一人あたり国保事業費納付金負担額(円)	141,583	135,612	-	



※一般: 退職者医療制度の適用を受けない被保険者
 ※退職: 会社などを退職し、年金を受けられる方とその被扶養者
 (65歳まで退職者医療制度の適用となります【平成27年4月1日以降適用廃止】)
 ※介護: 被保険者のうち、介護保険の第2号被保険者(40歳~64歳)

○国民健康保険事業費納付金

	医療給付費分	後期高齢者支援金等分	介護納付金分	合計
令和4年度	1,829,035,898円	564,675,990円	174,787,569円	2,568,499,457円
令和5年度	1,832,207,651円	617,510,073円	179,488,219円	2,629,205,943円
前年度比	3,171,753円	52,834,083円	4,700,650円	60,706,486円
	100.2%	109.4%	102.7%	102.4%

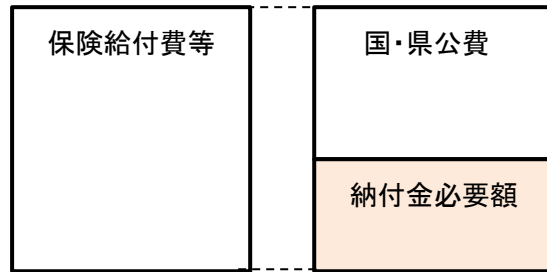
平成30年度の国保制度改革(県単位化)により、県が財政運営の責任主体となって「国民健康保険事業費納付金(以下「納付金」という。)」を決定し、市は、県が決定した納付金を納付することになっている。
 市は、納付金の納付に必要な国民健康保険税率(以下「国保税率」という。)を設定する。

○納付金の算定方法

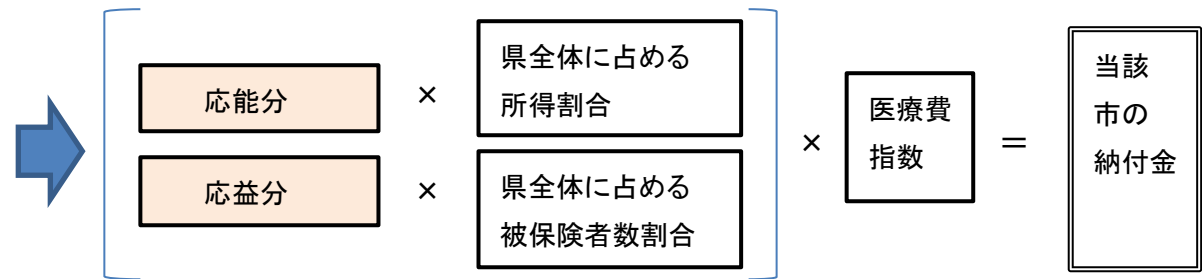
県全体の医療給付費等の見込額から国庫負担金等の見込額を差し引き、県全体で必要となる納付金の総額を算出し、市町村の医療費水準及び被保険者の所得水準に応じて納付金を按分する。

《イメージ》

県全体の保険給付費等 県全体の納付金必要額



市町村ごとの納付金算定方法



(2) 令和5年度予算(見込)

※現行税率で試算した場合

(単位:百万円)

収 入						支 出					
	全体	(再掲) 医療分	(再掲) 後期高齢者 支援分	(再掲) 介護分	構成比		全体	(再掲) 医療分	(再掲) 後期高齢者 支援分	(再掲) 介護分	構成比
保険税	1,809	1,255	427	127	17.8%	総務費	105	105			1.0%
県支出金(保険給付費分)	7,297	7,297			71.8%	保険給付費	7,346	7,346			71.6%
県支出金(保険者努力ほか)	174	174			1.7%	国保事業費納付金	2,629	1,832	618	179	25.6%
繰入金	827	627	152	48	8.1%	保健事業費	133	133			1.3%
繰入金(公費波及増)	21	21			0.2%	直診勘定繰出金	28	28			0.3%
その他収入	37	37			0.4%	その他支出	21	21			0.2%
小計(単年度収入) A	10,165	9,411	579	175	100.0%	小計(単年度支出) B	10,262	9,465	618	179	100.0%
						単年度収支差(A-B)	▲ 97	▲ 54	▲ 39	▲ 4	

【参考】

基金残高見込額(令和5年1月末時点)

1,485,101千円

(3) 令和5年度国民健康保険税について(諮問)

○令和5年度国民健康保険税改定の考え方

令和5年度宗像市国民健康保険特別会計予算(案)を編成したところ、全体で約97百万円の歳入不足が見込まれる。

この歳入不足額は、全額保険税で賄うべきところであるが、令和5年度国保税率(額)改定においては、国民健康保険制度の改正に伴う国民健康保険税の大幅な税額の引上げを緩和するため、国民健康保険基金を活用して、被保険者の負担軽減措置を行うこととする。

またその額は、医療給付費分の歳入不足額全額(54百万円)とし、医療給付費分の税率(額)を現行税率に据え置く。

後期高齢者支援金分及び介護納付金分については、国が示す基準により算定され納付する仕組みであることから、歳入不足額全額(後期高齢者支援金分は39百万円、介護納付金分は4百万円)について国保税率(額)を改定して賄う。

【宗像市国民健康保険基金を活用し、被保険者の負担軽減する場合】

	区分	医療給付分			後期高齢者支援金分			介護納付金分	
		所得割(%)	均等割(円)	平等割(円)	所得割(%)	均等割(円)	平等割(円)	所得割(%)	均等割(円)
宗像市	改定後	7.4	24,900	24,900	2.8	8,800	8,800	2.7	15,400
	改定前	7.4	24,900	24,900	2.6	8,300	8,300	2.6	15,400
	差引	—	—	—	0.2	500	500	0.1	—
市町村標準保険料率 (市町村算定方式)		7.42	27,095	25,852	2.88	9,964	9,506	2.56	16,184

○1人(世帯)当たり国民健康保険税見込額

区分		医療給付費分	後期高齢者支援金分	介護納付金分	全体
1人当たり	改定後	68,286円	24,855円	25,062円	100,281円
	改定前	68,286円	23,210円	24,408円	98,450円
	増減	0円	1,645円	654円	1,831円
		—	7.1%	2.7%	1.9%
1世帯当たり	改定後	107,201円	39,019円	11,208円	157,428円
	改定前	107,201円	36,437円	10,916円	154,554円
	増減	0円	2,582円	292円	2,874円
		—	7.1%	2.7%	1.9%

【歳入不足額を全額、保険税改定で賄う場合】

	区分	医療給付分			後期高齢者支援金分			介護納付金分	
		所得割(%)	均等割(円)	平等割(円)	所得割(%)	均等割(円)	平等割(円)	所得割(%)	均等割(円)
宗像市	改定後	7.6	25,800	25,800	2.8	8,800	8,800	2.7	15,400
	改定前	7.4	24,900	24,900	2.6	8,300	8,300	2.6	15,400
	差引	0.2	900	900	0.2	500	500	0.1	-

○1人(世帯)当たり国民健康保険税見込額

区分		医療給付費分	後期高齢者支援金分	介護納付金分	全体
1人当たり	改定後	70,367円	24,855円	25,062円	102,362円
	改定前	68,286円	23,210円	24,408円	98,450円
	増減	2,081円 3.0%	1,645円 7.1%	654円 2.7%	3,912円 4.0%
1世帯当たり	改定後	110,468円	39,019円	11,208円	160,695円
	改定前	107,201円	36,437円	10,916円	154,554円
	増減	3,267円 3.0%	2,582円 7.1%	292円 2.7%	6,141円 4.0%

《標準保険料率》

国民健康保険税率(以下「国保税率」という。)を設定する際に、標準保険料率を参考にします。

《1人当たり国民健康保険税見込額を計算》

医療給付分、後期高齢者支援金分及び全体については、保険税÷被保険者数(18,570人)で計算しています。介護納付金分については、保険税÷介護第2号被保険者数(5,290人)で計算しています。

《1世帯あたり国民健康保険税見込額を計算》

医療給付分、後期高齢者支援金分、介護納付金分及び全体については、保険税÷世帯数(11,829世帯)で計算しています。

(4) モデルケース税試算資料

●ケース1(1人世帯)

世帯人員	世帯主(60～64歳)	
収入状況	年金収入	1,030,000
	所得	430,000
	課税標準所得	0
	軽減判定	7割軽減

	年税額	医療分	支援金分	介護分
改定後	24,700	14,900	5,200	4,600
改定前	24,400	14,900	4,900	4,600
差額	300	0	300	0
(変更率)	101.2%	100.0%	106.1%	100.0%

世帯人員	世帯主(65～74歳)	
収入状況	年金収入	1,530,000
	所得	430,000
	課税標準所得	0
	軽減判定	7割軽減

	年税額	医療分	支援金分	介護分
改定後	20,100	14,900	5,200	—
改定前	19,800	14,900	4,900	—
差額	300	0	300	—
(変更率)	101.5%	100.0%	106.1%	—

●ケース2(1人世帯)

世帯人員	世帯主(60～64歳)	
収入状況	年金収入	1,210,000
	所得	610,000
	課税標準所得	180,000
	軽減判定	5割軽減

	年税額	医療分	支援金分	介護分
改定後	64,500	38,200	13,800	12,500
改定前	63,400	38,200	12,900	12,300
差額	1,100	0	900	200
(変更率)	101.7%	100.0%	107.0%	101.6%

世帯人員	世帯主(65～74歳)	
収入状況	年金収入	1,710,000
	所得	610,000
	課税標準所得	180,000
	軽減判定	5割軽減

	年税額	医療分	支援金分	介護分
改定後	52,000	38,200	13,800	—
改定前	51,100	38,200	12,900	—
差額	900	0	900	—
(変更率)	101.8%	100.0%	107.0%	—

●ケース3(1人世帯)

世帯人員	世帯主(60～64歳)	
収入状況	年金収入	1,606,667
	所得	930,000
	課税標準所得	500,000
	軽減判定	2割軽減

	年税額	医療分	支援金分	介護分
改定後	130,600	76,800	28,000	25,800
改定前	128,300	76,800	26,200	25,300
差額	2,300	0	1,800	500
(変更率)	101.8%	100.0%	106.9%	102.0%

世帯人員	世帯主(65～74歳)	
収入状況	年金収入	2,030,000
	所得	930,000
	課税標準所得	500,000
	軽減判定	2割軽減

	年税額	医療分	支援金分	介護分
改定後	104,800	76,800	28,000	—
改定前	103,000	76,800	26,200	—
差額	1,800	0	1,800	—
(変更率)	101.7%	100.0%	106.9%	—

●ケース4(1人世帯)

世帯人員	世帯主・世帯員(40～64歳)	
収入状況	給与	1,900,000
	所得	1,250,000
	課税標準所得	820,000
	軽減判定	軽減なし

	年税額	医療分	支援金分	介護分
改定後	188,400	110,400	40,500	37,500
改定前	185,000	110,400	37,900	36,700
差額	3,400	0	2,600	800
(変更率)	101.8%	100.0%	106.9%	102.2%

世帯人員	世帯主(65～74歳)	
収入状況	年金収入	2,350,000
	所得	1,250,000
	課税標準所得	820,000
	軽減判定	軽減なし

	年税額	医療分	支援金分	介護分
改定後	150,900	110,400	40,500	
改定前	148,300	110,400	37,900	
差額	2,600	0	2,600	—
(変更率)	101.8%	100.0%	106.9%	—

●ケース5(2人世帯)

世帯人員	世帯主・世帯員(40～64歳)	
収入状況	給与	980,000
	所得	430,000
	課税標準所得	0
	軽減判定	7割軽減

	年税額	医療分	支援金分	介護分
改定後	39,500	22,400	7,900	9,200
改定前	39,000	22,400	7,400	9,200
差額	500	0	500	0
(変更率)	101.3%	100.0%	106.8%	100.0%

世帯人員	世帯主・世帯員(65～74歳)	
収入状況	年金収入	1,530,000
	所得	430,000
	課税標準所得	0
	軽減判定	7割軽減

	年税額	医療分	支援金分	介護分
改定後	30,300	22,400	7,900	
改定前	29,800	22,400	7,400	
差額	500	0	500	—
(変更率)	101.7%	100.0%	106.8%	—

●ケース6(2人世帯)

世帯人員	世帯主・世帯員(40～64歳)	
収入状況	給与	1,225,000
	所得	675,000
	課税標準所得	245,000
	軽減判定	5割軽減

	年税額	医療分	支援金分	介護分
改定後	97,400	55,400	20,000	22,000
改定前	95,900	55,400	18,800	21,700
差額	1,500	0	1,200	300
(変更率)	101.6%	100.0%	106.4%	101.4%

世帯人員	世帯主・世帯員(65～74歳)	
収入状況	年金収入	1,775,000
	所得	675,000
	課税標準所得	245,000
	軽減判定	5割軽減

	年税額	医療分	支援金分	介護分
改定後	75,400	55,400	20,000	
改定前	74,200	55,400	18,800	
差額	1,200	0	1,200	—
(変更率)	101.6%	100.0%	106.4%	—

●ケース7(2人世帯)

世帯人員	世帯主・世帯員(40～64歳)	
収入状況	給与	1,880,000
	所得	1,236,000
	課税標準所得	806,000
	軽減判定	2割軽減

	年税額	医療分	支援金分	介護分
改定後	209,400	119,400	43,600	46,400
改定前	205,700	119,400	40,800	45,500
差額	3,700	0	2,800	900
(変更率)	101.8%	100.0%	106.9%	102.0%

世帯人員	世帯主・世帯員(65～74歳)	
収入状況	年金収入	2,336,000
	所得	1,236,000
	課税標準所得	806,000
	軽減判定	2割軽減

	年税額	医療分	支援金分	介護分
改定後	163,000	119,400	43,600	
改定前	160,200	119,400	40,800	
差額	2,800	0	2,800	—
(変更率)	101.7%	100.0%	106.9%	—

●ケース8(2人世帯)

世帯人員	世帯主・世帯員(40～64歳)	
収入状況	給与	3,000,000
	所得	2,020,000
	課税標準所得	1,590,000
	軽減判定	軽減なし

	年税額	医療分	支援金分	介護分
改定後	336,900	192,300	70,900	73,700
改定前	330,600	192,300	66,200	72,100
差額	6,300	0	4,700	1,600
(変更率)	101.9%	100.0%	107.1%	102.2%

世帯人員	世帯主・世帯員(65～74歳)	
収入状況	年金収入	3,120,000
	所得	2,020,000
	課税標準所得	1,590,000
	軽減判定	軽減なし

	年税額	医療分	支援金分	介護分
改定後	263,200	192,300	70,900	
改定前	258,500	192,300	66,200	
差額	4,700	0	4,700	—
(変更率)	101.8%	100.0%	107.1%	—

令和4年度保険料(税)率一覧

(宗像市国保医療課調べ)

市名	医療分				市名	後期高齢者支援分				市名	介護納付金分			
	所得割 %	資産割 %	均等割 円	平等割 円		所得割 %	資産割 %	均等割 円	平等割 円		所得割 %	資産割 %	均等割 円	平等割 円
うきは市	10.00	7.5	27,000	24,000	嘉麻市	3.50	20.0	6,500	6,500	直方市	3.30	-	15,300	-
直方市	9.45	-	22,500	23,300	直方市	3.30	-	7,700	8,000	大牟田市	3.15	-	14,200	-
久留米市	9.37	-	27,200	22,200	豊前市	3.10	-	8,000	6,000	宮若市	3.00	3.2	7,900	5,600
大牟田市	9.30	-	19,900	22,400	田川市	3.06	-	10,600	9,300	福岡市	2.77	-	9,497	7,356
宮若市	9.20	15.0	22,000	23,500	中間市	3.00	-	8,800	6,300	筑紫野市	2.68	-	16,700	-
大川市	8.90	-	29,000	32,000	宮若市	3.00	-	7,800	6,500	飯塚市	2.60	-	9,100	6,700
行橋市	8.65	-	24,900	27,900	大牟田市	2.95	-	6,200	7,000	宗像市	2.60	-	15,400	-
朝倉市	8.60	-	28,000	26,000	朝倉市	2.90	-	8,000	9,000	北九州市	2.53	-	8,770	7,680
柳川市	8.50	-	29,000	31,000	古賀市	2.90	-	8,600	9,400	小郡市	2.40	-	10,000	8,000
嘉麻市	8.50	30.0	20,000	23,000	福岡市	2.87	-	8,357	8,068	古賀市	2.40	-	13,600	-
八女市	8.50	-	26,000	26,000	飯塚市	2.80	-	8,100	8,800	柳川市	2.38	-	10,789	8,446
中間市	8.50	-	24,500	25,000	北九州市	2.76	-	7,910	9,360	田川市	2.36	-	10,120	6,800
古賀市	8.40	-	23,800	26,200	八女市	2.70	-	7,300	7,000	春日市	2.36	-	16,899	-
筑後市	8.30	-	29,000	31,000	うきは市	2.70	-	8,000	6,000	行橋市	2.33	-	10,500	8,200
小郡市	8.10	-	25,500	27,000	久留米市	2.66	-	7,500	6,400	八女市	2.30	-	9,000	7,000
福津市	8.00	-	26,700	26,700	小郡市	2.63	-	8,400	9,000	筑後市	2.30	-	10,000	7,000
糸島市	8.00	-	24,700	20,500	筑後市	2.60	-	8,000	9,000	うきは市	2.30	-	12,000	-
みやま市	7.77	-	28,190	28,699	宗像市	2.60	-	8,300	8,300	大川市	2.27	-	10,000	9,000
宗像市	7.40	-	24,900	24,900	柳川市	2.57	-	9,067	9,711	みやま市	2.21	-	9,980	7,784
太宰府市	7.37	-	26,500	28,000	大川市	2.56	-	9,000	10,000	中間市	2.20	-	7,000	4,500
大野城市	7.36	-	25,000	25,000	みやま市	2.52	-	8,877	9,037	福津市	2.20	-	13,100	-
豊前市	7.30	-	21,000	27,000	春日市	2.51	-	9,212	8,769	糸島市	2.20	-	12,700	-
筑紫野市	7.20	-	25,000	25,000	福津市	2.50	-	8,000	8,000	久留米市	2.11	-	14,700	-
北九州市	7.14	-	21,110	24,990	行橋市	2.49	-	8,700	9,400	豊前市	2.10	-	9,000	4,000
那珂川市	7.08	-	25,800	25,800	太宰府市	2.47	-	8,300	9,200	太宰府市	2.10	-	16,200	-
福岡市	7.06	-	21,841	21,087	筑紫野市	2.40	-	9,100	8,600	朝倉市	2.00	-	10,000	15,000
飯塚市	6.80	-	21,000	23,000	糸島市	2.40	-	7,500	6,200	大野城市	1.78	-	14,000	-
春日市	6.80	-	26,433	25,159	大野城市	2.19	-	7,000	7,000	那珂川市	1.61	-	15,500	-
田川市	6.63	-	20,915	17,882	那珂川市	1.98	-	7,400	7,400	嘉麻市	1.50	-	10,500	-
平均	8.08	17.50	24,738	25,318	平均	2.71	20.0	8,146	8,043	平均	2.35	3.19	11,809	7,538

【資料2】

新型コロナウイルス感染症の影響による国民健康保険税の減免 について

新型コロナウイルス感染症の影響による国民健康保険税の減免状況

R2年度

納付年度	件数	減免額
R1	117件	4,524,900
R2	132件	27,215,000
計		31,739,900

R3年度

納付年度	件数	減免額
R1	8件	183,300
R2	9件	1,182,300
R3	66件	10,719,300
計	83件	12,084,900
うち独自減免対象	44件	5,526,100
うち財政支援対象	39件	6,558,800

R4年度(R4.11.30現在)

納付年度	件数	減免額
R1	1件	12,800
R2	1件	165,200
R3	3件	767,500
R4	32件	8,669,300
計	37件	9,614,800
うち独自減免対象	31件	8,036,700
うち財政支援対象	6件	1,578,100

新型コロナウイルス感染症の影響により納税が困難な方へ 令和5年度 国民健康保険税の減免制度

素案

新型コロナウイルス感染症の影響により主たる生計維持者が死亡または重篤な傷病を負った世帯や事業等に
係る収入が前年(または令和1年)より30%以上減少する見込みの世帯の方は、申請して認められれば、
国民健康保険税の減免を受けることができます。

対象となる方

以下の①か②のいずれかに該当する方が対象となります。

- ① 新型コロナウイルス感染症により、主たる生計維持者が死亡、又は重篤な傷病を負った世帯
- ② 新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者の事業収入、不動産収入、山林収入又は給
与収入(以下「事業収入等という。’)の減少が見込まれ、次のiからiiiまでの全てに該当する世帯
 - i 世帯の主たる生計維持者の事業収入等のいずれかの減少額(保険金、損害賠償等により補填されるべき金額を控除した
額)が前年(または令和1年)の当該事業収入等の額の30%以上
 - ii 主たる生計維持者の前年(または令和1年)の合計所得金額が1,000万円以下
 - iii 減少することが見込まれる主たる生計維持者の事業収入等に係る所得以外の前年(または令和1年)の所得の合計額が
400万円以下

※対象となる事業収入等は、事業収入、不動産収入、山林収入、給与収入です。

※「非自発的に失業した人」は非自発的失業者の保険税軽減制度が適用になります。

該当になる場合等、詳細はお尋ねください。

減免額

対象①か②のいずれかによって減免額が決まります。

- ① 全額免除
- ② 保険税の減免額は、減免対象保険税額(A×B/C)に減免割合(D)をかけた金額です。

減免対象の保険税額(A×B/C)

A:世帯の被保険者全員について算定した保険税額

B:世帯の主たる生計維持者の30%以上減少が
見込まれる全ての収入にかかる前年(または令和1
年)の所得額

C:主たる生計維持者及び世帯の被保険者全員の
前年(または令和1年)の合計所得金額

主たる生計維持者の前年(または令和1年)の合計所得金額に

応じた減免割合(D)

300万円以下の場合 : 全部(10分の10)

400万円以下の場合 : 10分の8

550万円以下の場合 : 10分の6

750万円以下の場合 : 10分の4

1,000万円以下の場合 : 10分の2

※主たる生計維持者の事業等の廃止や失業の場合には、前年(または令
和1年)の合計所得金額にかかわらず、対象保険税の全部を免除。

減免の対象

・令和5年4月1日から同6年3月31日までに納期限が到来する令和5年度国民健康保険税

・上記国民健康保険については、納期限が過ぎていても、遡って適用を受けることができます。

※平成31年度・令和2年度・令和3年度国民健康保険税の減免につきましてはお問い合わせください。

※申請手続きは裏面をご覧ください。

申請に必要な書類

以下の書類を提出してください。

全員必須		
1	新型コロナウイルス感染症の影響による国民健康保険税減免申請書（様式第1号）	所定の様式あり ※宗像市ホームページからダウンロード可
2	本人確認書類	届出者の国民健康保険被保険者証、または運転免許証、マイナンバーカード 等 ※郵送で申請する場合は写しを提出してください。
対象①（死亡・重篤な傷病）の場合 ※どちらか		
3	死亡の場合	新型コロナウイルス感染症により死亡したことがわかる医師の死亡診断書等の写し
4	重篤な傷病を負った場合	新型コロナウイルス感染症により重篤な傷病を負ったことがわかる医師の診断書等の写し
対象②（収入減少）の場合 ※8、9は該当の場合		
5	令和5年事業収入等（見込み）申告書	所定の様式あり 下記6、7の書類から必要事項を記入してください。 ※宗像市ホームページからダウンロード可
6	令和4年（または令和1年）分の収入実績がわかる書類の写し	主たる生計維持者の確定申告書類等を提出してください。 ① 確定申告書の写し ② 源泉徴収票の写し（給与所得者の場合）
7	令和5年の収入見込みがわかる書類の写し	令和5年の収入状況が確認できる書類 売上台帳等の写し、 主たる生計維持者の給与支給明細書の写し 等
8	事業等の廃止または失業の場合	事業廃止届、退職証明書、解雇通知、離職票等、事実が確認できる書類の写し
9	① 保険金、損害賠償等により補填されるべき金額がある場合 ② 新型コロナウイルス感染症に関連する助成金等で課税対象となる金額がある場合	① 帳簿や保険の契約書の写し ② その助成金等の支給額が判る書類の写し 等

問合せ・申請先

〒811-3492 宗像市東郷一丁目1番1号

宗像市役所 健康福祉部 国保医療課 TEL0940-36-1363

【資料3】

国の動向(制度改定「予定」)について

(1) 国民健康保険税の賦課限度額の見直し(令和5年4月実施予定)

○賦課限度額のあり方について、被用者保険の上限ルールとのバランスを考慮し、賦課限度額に達する世帯の割合が 1.5%に近づくように、段階的に引き上げていく。

○政令により賦課限度額が定められており、各市町村は、この額を超えない範囲で賦課限度額を条例で規定することになっている。

○賦課限度額の引き上げにより、中間所得者層(※)に配慮した保険税設定が可能となり、中間所得者層の負担軽減を図る効果が見込まれるため、本市では政令に定める上限を賦課限度額としている。

※中間所得者層:低所得者層を対象とした均等割・平等割の法定減額に該当する所得を超え、賦課限度額に到達する前までの所得階層

○令和5年4月に政令が改正される見込みであるため、本市も賦課限度額を改正する予定である。

【現行】		【改正後】	
基礎課税額(医療分)	65万円	基礎課税額(医療分)	65万円(据え置き)
後期高齢者支援金等課税額	20万円	後期高齢者支援金等課税額	22万円(2万円引き上げ)
介護納付金課税額	17万円	介護納付金課税額	17万円(据え置き)
合 計	102万円	合 計	104万円(2万円引き上げ)

(2) 低所得者に係る国民健康保険税の軽減判定所得の見直し(令和5年4月実施予定)

○低所得者に対する国民健康保険税の軽減措置の対象となる世帯の軽減判定について、軽減を受けている世帯の範囲が縮小しないよう、経済動向等を踏まえ、所要の見直しを行うこととなっている。

【軽減判定所得(現行)】

7割軽減基準額＝基礎控除額(43万円※)

5割軽減基準額＝基礎控除額(43万円※)＋28.5万円×(被保険者数)

2割軽減基準額＝基礎控除額(43万円※)＋52万円×(被保険者数)

※ 給与・年金所得者の数が2以上の場合は、43万円＋10万円×(給与・年金所得者の数－1)

【軽減判定所得(改正後)】

7割軽減基準額＝基礎控除額(43万円※)

5割軽減基準額＝基礎控除額(43万円※)＋29万円×(被保険者数)

2割軽減基準額＝基礎控除額(43万円※)＋53.5万円×(被保険者数)

※ 給与・年金所得者の数が2以上の場合は、43万円＋10万円×(給与・年金所得者の数－1)

宗像市国民健康保険運営協議会委員名簿

令和4・5・6年度宗像市国民健康保険運営協議会委員

(任期:令和4年4月1日～令和7年3月31日)

区 分	氏 名	区 分	氏 名
被 保 険 者 代 表 委 員	荒井 かおり	公 益 代 表 委 員	柴田 祐治
	辻 伸子		淵上 雅典
	阿久根 文子		緒方 文子
	伊賀 美穂		梅木 陽子
国民健康保険医(医科・歯科) 薬 剤 師 代 表 委 員	三宅 陽	被用者保険等 保険者代表委員	穂坂 克博
	岩野 歩		
	玉井 郷一		
	黒木 幸治		